

ARKNET 通信

平素は格別なお引き立てを賜り誠にありがとうございます。
皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

10月に入り一気に秋の気配が漂ってまいりました。先日まであんなに暑かったのに朝晩は肌寒さを感じます。

今年、日本は各地で大雨や竜巻の被害に見舞われました。気候が地球規模で変わっているということが実感させられる現象でした。世界遺産に登録された富士山の噴火も近いと予想する人も大勢いらっしゃいます。世界に誇る富士山、その美しい姿が見られるのもあとわずかかも知れません。

絶景と言われる富士山を創ったのも、私たちの生活に脅威となって襲い掛かるのも同じ自然であることを今一度認識すべきなのでしょう。

税理士法人アークネット
代表社員 野呂伸一郎

2013.10.01 ー第11号ー

税理士法人アークネット
静岡市葵区紺屋町11-13



今年5月頃に撮影した富士。

やはり雪があった方が綺麗ですね。

富士山はこの直後(2013.6.22)に世界遺産に登録されました。

What's New

1. 祝！ 2020年オリンピック「東京」招致決定

9月8日早朝、2020年オリンピックの東京招致が決定しました。感動です。その経済効果は3兆円ともいわれていますが、何よりもオールジャパンでの具体的な目標ができたことが大きいと思います。時代は変わっても「三丁目の夕日」のような元気な日本が再現することを祈ります。

2. 祝！！ 「ものづくり補助金」採択

平成24年度補正予算「ものづくり中小企業補助金」(中小企業庁)の一次(5/31)・二次(8/30)の採択公表があり、当社クライアント3社が狭き門を突破し採択を受けました。いずれも課題・課題の克服方法(設備投資等)・将来ビジョンが国の政策と合致したものです。今後も補助金関係の情報を注視し、皆様への情報発信と資料作成のサポートを心掛けていきます。

3. 消費増税来年4月から8%に！

8月下旬「有識者による集中点検会合」のセレモニーを経て、安倍首相は、「判断にあたっては10月1日に発表する日銀短観を最後の経済指標として確認したい」(日本経済新聞9月4日)と述べ、10月1日、予告通り消費税率改正を決めました。改正された場合の事業者(小売業者等)が対応すべき表示価格(税込価格)問題について [Tax Information](#) で解説します。

4. 2014年度税制改正議論スタート

与党自民党は、12月の税制改正大綱に向け議論をスタートしました。消費増税による景気の腰折れを防ぐ狙いから、即時償却を視野に入れた投資減税・法人実効税率の引き下げ・自動車税制の見直しなどが主な内容です。

Tax Information

安倍首相は、10月1日に2014年4月より消費税率を8%とすることを決定しました。皆様、改正された場合の対応策は、既に解決済みでしょうか？まだ、どう対応すべきか悩んでいる事業者の方もおられるのではないのでしょうか？そこで、今回は改正が行われた場合、どういった対応が可能か否かについて具体的にご説明させていただきます。

1. 概要

2014年4月(8%)、2015年10月(10%)と2段階に消費税率の引上げが予定されております(平成25年9月13日現在)。この2度の引上げは、税負担のみならず、小売業者等の事業者にとっては、事務負担や経済的負担が予想されております。

なぜなら、これまで小売業者等は、『総額表示』が義務付けられていたからです。

総額表示とは、あらかじめ商品価格に消費税を含めた価格で表示しなければならない、というものです。この総額表示を前提とすると、事業者は税率の引上げがあるごとに商品の値札を貼替えたり、パッケージ・カタログ等を作り直さなければならなくなり、事務負担や経済的負担を負うことになります。

そこで国は、こうした事務負担等に配慮し、従来義務付けられていた事業者に対する総額表示の特例として、一定期間総額表示を要しないという法律を制定しました。ただし、この特例を受けるためには『一定の要件』を満たす必要があります。

2. 要件

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」では、消費税の適正な転嫁及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から、『平成25年10月1日』から平成29年3月31日までの間、総額表示義務の特例として、税込価格を表示することを要しないものとしています。

また、同法では、消費者の利便性にも配慮する観点から、本特例の適用を受けるための要件とし、『誤認防止措置』を講じることを求めています。

なお、平成29年3月31日までの間であっても、本特例を受ける事業者は、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならないとされております。

3. 誤認防止措置とは

誤認防止措置とは、総額表示をしない場合において、消費者が商品等を選択する際に商品価格が税込でないことを『明瞭』に認識できるように表示する方法をいいます。

具体的には、次のものが挙げられます。

(1) 税抜き価格のみを表示する場合の誤認防止措置

① 個々において税抜価格であることを明示する場合

- ✓ ○○○円(税抜価格)
- ✓ ○○○円(本体価格)
- ✓ ○○○円+消費税

② 店内等における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する場合

- ✓ 個々の値札等においては税抜価格のみを表示し別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に「**当店の価格は税抜表示となっています。**」といった掲示を行う。
- ✓ チラシ、カタログ、ウェブページ等において、個別の商品価格には税抜価格のみを表示し別途、消費者が商品を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「**本チラシ(本カタログ本ウェブページ等)の価格は全て税抜表示となっております。**」といった表示を行う。

(2) 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合の誤認防止措置

消費税率引上げの前後においては、値札の貼替えが間に合わない等の事情により、新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合や、前もって値札の貼替えが行われることにより、新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合もありますが、これらの場合も本特例の対象となります。

具体的には、以下のような表示が該当します。

- ① 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合
 - ✓ 個々の値札等においては旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、店内の消費者の目に付き易い場所に明瞭に、「旧税率（5%）に基づく税込価格を表示している商品については、レジにて改めて新税率（8%）に基づき精算させて頂きます。」といった掲示を行う。
- ② 新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合
 - ✓ 個々の値札等においては新税率に基づく税込価格を表示し、別途、店内の消費者の目に付き易い場所に、明瞭に、「既に新税率（8%）に基づく税込価格を表示している商品については、3月31日まではレジにて5%の税率により精算させていただきます。」といった掲示を行う。

4. 誤認防止措置とはいえない事例

(1) 誤認防止のための表示が商品等の代金決済を行う段階までされておらず、消費者が商品等を選択する際に、表示価格が税込価格でないことを認識できない場合

例) 表示が店内のレジ周辺だけで行われているなど。

(2) 誤認防止のための表示が、一般消費者にとって見づらいものであるなど明瞭になっていない場合

5. 移行期間中の留意点

値札の張替え等を行う移行期間においては、店内の一部の商品について税抜価格のみの表示や旧税率に基づく税込価格の表示を行わざるを得ない場合があるかと思われれます。この場合には、店内のどの商品の価格が税抜価格のみの表示や旧税率に基づく税込価格の表示であるかを明らかにする必要があります。

その方法としては、次のようなものが考えられます。

- ✓ 個々の値札において税抜き価格である旨や税込価格の計算に当たって用いた税率を明示する方法。
- ✓ 値札の色によって区分する方法。
- ✓ 商品棚に税抜き価格である旨や税込価格の計算に当たって用いた税率を明示する方法。

NISA（ニーサ）をご存知ですか

「NISA（少額投資非課税制度）」の概要

NISA（ニーサ）とは、平成26年1月から、日本国内にお住いの20歳以上の個人が、証券会社や銀行などの金融機関で、少額投資非課税口座（NISA口座）を開設して上場株式や株式投資信託等を購入すると、本来20%課税される配当金や売買益等が、非課税となる制度です。購入できる金額は年間100万円までで、非課税期間は5年間です。

NISA専用口座選びのポイント！！

NISA口座はひとつしか持つことができず、一度設定すると最低4年間に変更できません。以下、NISA専用口座を選ぶときのポイントを挙げてみました。

■取引商品のラインアップ

NISA口座で何が買えるのかはとても大事なポイントです。最も単純な例では株で運用したいと思った場合には証券会社を選ぶ必要があります。

■信用できる会社

NISA専用口座は一度決めると最低4年、現在の制度では最長14年、大切なあなたの資金を預けることとなります。長期間安心して資金を預けられる会社を選ぶこともとても重要です。

■キャンペーン

各社が口座獲得にしのぎを削っている現在だからこそ、キャッシュバック等のキャンペーンも充実しています。各社のキャンペーンは期限のあるものが多いので、よく内容を確認しましょう。

■手数料の安い会社

株式の取扱手数料にも各社差があります。

非課税措置としての制度ですが、制限も多く利用には注意が必要です。ご不明な点につきましては、税理士法人アークネット担当者までお問い合わせください。

バックナンバーのご案内

アークネット通信のバックナンバーは税理士法人アークネットのHPでご覧になれます。

<http://www.arknet.info>

印紙税の軽減措置（平成 26 年 4 月～）

次の課税文書については、平成 26 年 4 月 1 日以降作成されるものから印紙税の負担が軽減されます。

【領収書等】

記載された受取金額 **3 万円未満** 非課税
⇒ **5 万円未満** 非課税へ

【不動産譲渡契約書・建設工事請負契約書】

契約金額		印紙税	
不動産	建設工事	～26. 3. 31	26. 4. 1～
10 万円超 50 万円以下	100 万円超 200 万円以下	400 円	200 円
50 万円超 100 万円以下	200 万円超 300 万円以下	1 千円	500 円
100 万円超 500 万円以下	300 万円超 500 万円以下	2 千円	1 千円
500 万円超 1 千万円以下		1 万円	5 千円
1 千万円超 5 千万円以下		1 万 5 千円	1 万円
5 千万円超 1 億円以下		4 万 5 千円	3 万円
1 億円超 5 億円以下		8 万円	6 万円

* 上記領収書や契約金額に消費税額等が明らかになる場合は、当該消費税額等を含めないで（消費税抜き金額）で非課税及び印紙税額を判定します。

～～ぼやき～～

消費税の増税が決まった。2014 年 4 月から現状の 5% を 8% に引き上げるらしい。2015 年 10 月にさらに 2% 引き上げて、10% にすると予定されている。前回の増税は平成 9 年だったので、すでに 15 年経つわけだが、3% が 5% に引き上げられた時の混乱がまたくるんだな。なにが混乱するって、そりゃ申告（深刻）ですよ。

少しずつ引き上げていけば景気に影響は出ないとか、低所得者層には給付金を出すとか、いろいろ玉虫色の手当を準備しているようだが、納税する企業に対しては相変わらず税務署の厳しい目が光っている。この売り上げは今年だから 10% で、この返品は昨年の売上に基づくものだから 8% 分で、一昨年のリース契約についての支払い分は 5% しか控除できない。あ、そうそうこの賃貸借契約、平成 25 年 9 月中の契約だから 5% 対応分ですよ～
などという煩雑な処理が頻繁に起こる。まさしく実務担当者泣かせ。

それより、医療関係者や教育産業関係者の不当な消費税負担を是正することの方が先なんじゃない？

ARKNET

税理士法人アークネット

<http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13
TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3 号館 8 階
TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F
(西村会計事務所)
TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811